

# 注文した覚えがない健康食品のトラブル

**1** ある日、知らない業者から電話があった。



**2** 業者は「注文時の録音もある。払わなければ顧問弁護士に依頼して、裁判を起こし、その費用も上乗せして請求することになる」と言った。



**3** しかし、本当に送ってきたらどのように対応すればよいだろうか。



## ポイント!

注文した覚えがないのに、「健康食品の送付準備ができた」と業者から電話があり、代金引換などで送り付けられるトラブルです。断ると、「裁判を起こす」と言ったり、「損害賠償請求書」を送付してくる悪質なケースもあります。

## あなたへのアドバイス



- 身に覚えのない販売に対しては、きっぱり断りましょう。
- 商品が送られてきても、身に覚えがなければ受け取り拒否しましょう。
- いわれのない「損害賠償請求書」が届いても、決して代金を振り込まず、お住まいの市町や県の消費生活相談窓口にご相談ください。